

交通事故防止チラシ（通学児童の保護編）



通学児童の安全確保



冬休みが終わり小学校が始まりました。
小学生が通学路を登下校時間帯に通行します。
通学路を走行するドライバーの方にはお願いです。
通学路を走行する際は、通学児童の保護を第一に考えた思いやりのある運転に努めてください。

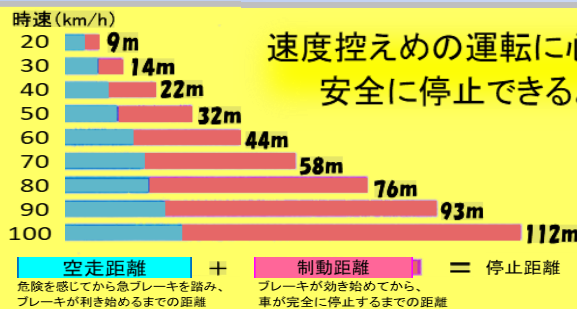


3つのことを意識した運転で 通学児童の保護に努めてください！

1 通学路を通行する時は、速度を控えてください！



制限速度30キロ道路では、
必ず速度30キロを守ってください。



速度控えめの運転に心がけ、万一の際に
安全に停止できるようにしてください。



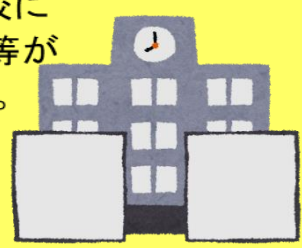
2 通学時間帯の通行禁止道路は通行しない！



自転車を除く
7.30 - 8.30
13 - 15

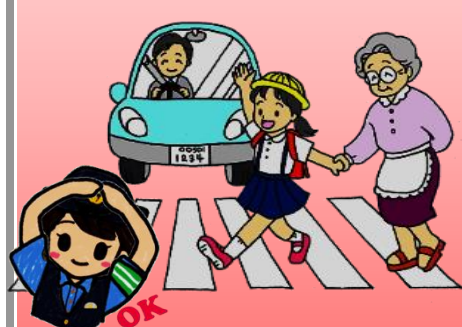


左のような標識がある道路は、小学校に登下校する児童を守るために、自動車等が進入してはいけなくなっています。
通学児童の交通事故防止のために、この標識に記載された時間には、進入しないようにしてください。



※ 通行禁止道路内に自宅がある場合に通行許可を受けている場合は、この限りにありません。

3 思いやりのある運転に努めてください！



これから交通ルールを学ぶ子供たちが、一人で登下校しています。そのような子供たちが交通ルールを身につけ、無事に一人歩きができるようにするために、私たち大人がサポートしてあげてください。

横断歩道で児童を見かけたら必ず譲る。

大人が交通ルールの手本を見せましょう！



パトネットあいちに加入しませんか？

こちらを携帯電話から読み込んで空メールを送るだけ！



【パトネットからの配信内容】

- ★不審者情報・・・声かけ、痴漢など児童や女性が不安を感じる情報
- ★犯罪情報・・・特殊詐欺、侵入盗等身近な犯罪に関する情報
- ★交通事故情報・・・交通事故の内、住民に注意喚起の必要がある情報
- ★緊急危険情報・・・住民に緊急に注意を呼び掛ける必要がある情報